



# 国民健康保険税の改定のお知らせ

## 保険料率の引き下げをします

本町の国民健康保険は、平成24年4月に保険料率などを改定し、運営を行ってまいりました。

その後、医療費の伸びが抑えられたため、平成26年4月からの保険料率を改定します。

### ◆保険料の計算方法

保険料の税額は、被保険者に対して、次の4つを世帯で合算して計算します。

1. 所得割額：その世帯の国保加入者の所得額に応じて算定します。
2. 資産割額：その世帯の国保加入者の固定資産税額に応じて算定します。
3. 均等割額：その世帯の国保加入者の人数に応じて算定します。
4. 平等割額：一世帯あたりいくらかとして算定します。

※医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のそれぞれについて、賦課限度額を超えたときは、賦課限度額となります。  
平成26年度の国民健康保険料率は、下記のとおりです。

平成26年度保険料の税率

( )は、改定率(額)。

|                | 医療保険分             | 後期高齢者支援金分        | 介護保険分(40歳~64歳)   |
|----------------|-------------------|------------------|------------------|
| 所得割=課税標準額×(※1) | 8.2% (▲0.6%)      | 2.4% (▲0.2%)     | 2.0%             |
| 資産割=課税標準額×(※2) | 9.0% (▲19.0%)     | 4.0% (▲1.0%)     | 5.0% (▲0.9%)     |
| 均等割=被保険者数×     | 29,000円 (▲3,000円) | 9,000円 (▲1,000円) | 9,000円 (▲1,000円) |
| 平等割=           | 28,000円 (▲4,000円) | 8,000円 (▲2,000円) | 8,000円           |
| 年間賦課限度額        | 510,000円          | 140,000円         | 120,000円         |

※1 所得割の課税標準額

課税標準額=平成25年中(平成25年1月~12月)の総所得金額等-330,000円

※2 資産割の課税標準額

課税標準額=平成26年度の固定資産税額(土地・家屋分)

| 世帯主とその世帯の被保険者及び特定同一世帯所属者(注)全員の前年の所得の合計金額が、下記以下の場合。( )内は旧基準額。 |  |
|--|--|
| 7割軽減   | 33万円 以下の世帯   |
| 5割軽減   | 33万円 + 24万5千円 × 被保険者数<br>(33万円 + 24万5千円 × <u>世帯主を除く被保険者数</u> ) |
| 2割軽減   | 33万円 + 45万円 × 被保険者数<br>(33万円 + <u>35万円</u> × 被保険者数)            |

(注) 特定同一世帯とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、継続して同一世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主を変更した場合、その世帯員でなくなった場合、後期高齢者医療制度へ移行してから5年が経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

●低所得世帯の軽減措置について  
軽減が拡充されました。  
世帯の所得が少ない場合は、均等割額及び平等割額が7割、5割、2割に軽減される措置が適用されます。平成26年度から、5割、2割の軽減世帯の基準額が上げられました。

## ●非自発的失業（離職）者の軽減制度

リストラなどで非自発的に失業された人の国民健康保険税を軽減します。制度の適用を受けるには、必ず届出が必要です。詳しくは、税務課住民税係にお問い合わせください。

## ●医療費の削減にご協力をお願いします

医療費の大部分は、国県町の公費と皆様が納める保険税が負担しています。医療費が増えると保険税の値上げの必要性も出てきます。必要な医療を受けるためにも、皆様のご協力をお願いします。

## ●医療費を有効に使うためのポイント

- ・年に1回は健康診断を受けましょう。
- ・かかりつけ医を持ちましょう。
- ・同じ病気での重複受診はやめましょう。また、薬は必要以上に要求しないようにしましょう。

- ・診療時間内の受診を心がけましょう。
- ・シエネリック医薬品を利用することで医療費が削減できます。

※シエネリック医薬品とは、特許が切れた医薬品について、他の製薬会社が同じ成分を使い、製造販売する医薬品です。一般的に新薬に比べて薬価が低く、患者さんの薬剤費負担が少なくなります。

## 人間ドックの費用を一部助成します

国民健康保険では、加入している人の健康保持と病気予防のために人間ドック費用の一部助成を行っております。

|          |   |
|----------|---|
| 助成対象者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●上三川町国民健康保険被保険者で満30歳以上である方</li> <li>●国民健康保険税に滞納がない世帯の方</li> <li>●特定健診を受けていない方</li> <li>●同一年度内に人間ドックか脳ドックどちらか1つを助成しますので選んで受診してください。</li> </ul>                        |
| 健診機関     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●石橋総合病院</li> <li>●自治医科大学健診センター</li> <li>●栃木県済生会宇都宮病院健診センター</li> <li>●宇都宮記念病院総合健診センター</li> <li>●佐々木記念クリニック</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか人間ドック実施健診機関</p> |
| コースと助成金額 | <p>★1日コース ➡ 28,000円以内<br/>                 ★1泊2日コース ➡ 43,000円以内</p> <p>※助成金額は、基本健診（税抜価格）の7割分、または上記助成金額のいずれか低い額（1,000円未満切捨て）を助成します。なお、オプションは自己負担となります。</p>   |

※後期高齢者医療制度（満75歳以上）に加入している方も人間ドックの費用を助成します。

コース、助成金額は国民健康保険の方と同じです。ただし、後期高齢者医療の保険料に滞納がなく、特定健診を受けていない方が対象となります。

申し込み方法…事前に自分で健診日を予約のうえ、健診を受ける1週間前までに保険証と印かんを持って、保険課国保係までお越しください。



### ▶問い合わせ先＝

国民健康保険のことについては…保険課 国保係 ☎56-9134  
 国民健康保険税については…税務課 住民税係 ☎56-9122